

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：京都土木株式会社  
(法人番号2130001026236)  
業者の住所：京都府京都市伏見区羽東師志水町181-1
- 2 指名停止措置期間：令和6年5月8日から  
令和6年9月7日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果（令和4年3月31日審査基準日）を複数の公共工事の発注者（京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局）に提出して入札参加資格を得ていたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、令和6年2月27日、京都府知事から監督処分（営業停止45日間）を受けた。  
また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していたことが、それぞれ同法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、令和6年2月27日、京都府知事から指示処分を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内